

1 学校の方針

本校は「自律」「創造」の校訓の下、教養と豊かな心を持つ国際性豊かな人材を育成することを目指している。

そのためにも本校生が安全で充実した学校生活を送れるよう、いじめの未然防止・早期発見・適切な解決のため、「いじめ防止基本方針」を定める。

2 基本的な考え方

本校は、「自己に打ち克つ厳しさと、豊かな創造性を持ち、広い視野に立つ教養豊かな人材の育成」「生涯を通じて学ぶことを楽しみ、自己を教育し続ける強い意志を持った、21世紀に生きる人材の育成」「他を思いやる心の豊かさを持つ、国際性豊かな人材の育成」を目標として掲げ、その実現に努めている。

具体的には、臨海学舎をはじめとする学校行事、部活動、海外研修、ボランティア活動等を通じて、生徒の人間の成長、創造性、社会性、国際性の育成等に取り組んできた。

いじめについては、「どの学校でも、誰の身の上にも起こる」という認識の下、「いじめを許さない 心・土壌づくり」を進めていく。そのために「人と関わる喜びや大切さに気づく経験」「情報モラル教育」を重視するとともに、以下の体制を構築し、かつ教員の研修を重ねることでいじめの防止等に取り組んでいく。

3 いじめ防止等の指導體制・組織的対応等

(1) 日常の指導體制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員と心理等に関する専門的な知識を有する関係者で構成される校内組織、そして家庭・地域、さらには小中学校との連携する関係機関を「別紙1」のように定める。

別紙1 校内指導體制および関係機関

また、いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、生徒の小さな変化を察知し、いじめの早期発見につなげるため、チェックリストを「別紙2」のように定める。

別紙2 チェックリスト

(2) 未然防止等の年間計画

いじめ防止の観点から学校の教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取り組みを、体系的・計画的に行いたい。そのため「いじめ防止」「早期発見」のための取り組み、「いじめ未然防止プログラム」等の計画を「別紙3」のように定める。

別紙3 年間計画

(3) いじめを認知した際の組織的対応

いじめと考えられる情報を把握した場合や、いじめを認知した場合は「情報の収集・記録」「情報の共有」「事実確認」を行い、適切に解決を図るべく、組織的対応を「別紙4」のように定める。

別紙4 組織的対応

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは【いじめ防止対策推進法 第28条第1項】

「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」 (生命心身財産重大事態 同項第1号)

「いじめにより当該学校に在籍する児童等が*相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」 (不登校重大事態 同項第2号)

*「相当の期間」とは 一年間30日を目安とする。

学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。 【第28条第2項】

第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。 【第28条第3項】

改めて、重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならない。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、県教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対応チームにスクールソーシャルワーカーなど専門的知識および経験を有する外部の専門家等を加えた組織で調査し、事態の解決に当たる。

なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に積極的に協力する。

5 その他の事項

本校は信頼される学校を目指して、情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要がある。策定した本方針については、学校のホームページで公開する等、保護者会など様々な機会を利用して、保護者や地域に伝えていく。

また、いじめ防止等に実効性のある取り組みを進めるため、本方針が効果的に機能しているか、定期的に点検し見直す。その際、学校全体でいじめ防止等に取り組む観点から、生徒の意見を取り入れるなど、生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また地域と連携したものとなるように、保護者・地域等からの意見を積極的に聴取することにも留意する。

「いじめの定義」(いじめ防止対策推進法)

「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」
【第2条第1項】

この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。
【第2条第2項】

この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
【第2条第3項】

この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。
【第2条第4項】

- いじめは「どの学校でも、誰の身の上にも起こる」という認識の下、「いじめを許さない心・土壌づくり」を進めていく。（人権教育・体験教育・特別活動等）
- いじめ問題への組織的な取り組みを進めるため、いじめ問題に特化した「生徒サポートチーム」を設ける。

【生徒サポートチーム】

校長、教頭、1, 2, 3年学年主任、生徒指導部長、特別支援コーディネーター、
図書・人権部長、学校保健部長、養護教諭

(主な役割)・いじめと考えられる事案が発生したとき

「生徒サポートチーム」の招集 → 報告、連絡、対応の協議等

- ・年間計画の作成、実施
- ・アンケートの実施
- ・校内研修の企画、実施
- ・いじめ防止等への取り組みの見直し、改善

【連携する主な関係機関等】

| | | |
|------------------|---------|----------------|
| PTA | 学校評議委員会 | |
| 甲子園警察署 | | (0798) 41-0110 |
| 西宮警察署 | | (0798) 33-0110 |
| 兵庫県警察本部サイバー犯罪対策課 | | (078) 341-7441 |
| | | 内線 3497 |
| 西宮少年サポートセンター | | (0798) 35-3874 |
| 民生委員 | 校区内小中学校 | |

別紙2 チェックリスト

生徒のサイン（言葉・表情・しぐさ）に注意することで、様々な問題に気づく可能性が高まります。

【学級内の様子】

- 他の生徒の机の間隔とは大きく違って、特定の生徒だけ他の生徒との机の間隔が開いている。
- グループ分けをすると特定の生徒だけが残ってしまう。
- 些細なことで特定の生徒を冷やかしたりするグループがある。
- 特定の生徒に遠慮している雰囲気がある。
- 教室の用具・机・椅子が乱れている。

【いじめられている可能性のある生徒】

- 一人でいることが多い。
- 一人で昼食を取っている。
- 遅刻・欠席・早退が多くなっている。
- 下校が早い。
- 保健室へ行きたがる。
- 訳もなく階段や廊下を歩いていたたり、用もないのに職員室に来たりする。
- 教師の近くにいたがる。話しかけたまま離れようとしない。
- 持ち物が紛失する。
- 持ち物や机に落書きをされている。壊されたりする。
- 靴箱の靴が違うところに入っていたり、隠されたりする。
- 発言すると、教室の雰囲気が変化する。
- 服に靴跡が付いているなど、不自然に汚れている。
- 周囲がなんとなくざわついている。
- テストの成績が急に下がり始めたり、提出物が急に出なくなったりする。
- 叩かれる、突かれる、ちょっかいを出される。
- 今まで一緒だったグループから外れている。
- 刃物など危険な物を所持する。

【いじめている可能性のある生徒】

- 常にグループで行動し、他の生徒を威嚇したり、指示したりする。
- 活発に活動するが、他の生徒にきつい言葉を遣う。

別紙3 年間計画

| | 職員会議ほか | 未然防止に向けた取り組み | 早期発見に向けた取り組み | |
|-----|--------------------------------|---------------|----------------|------|
| 4月 | 生徒サポートチーム方針・計画作成 | 出身中学校との情報交換 | | |
| | | | 生徒面談 | |
| | | ネット・トラブル防止講演会 | | |
| 5月 | 保護者向け啓発 | 「社会と情報」で | | |
| | | 情報モラルについての授業 | 授業公開週間 | |
| | | | いじめに関するアンケート① | |
| 6月 | 生徒サポートチーム 事実確認・対応の仕方等について協議 | | 生徒サポートチームで方針検討 | |
| | | | 方針に伴う指導を実施 | |
| | | | | |
| 7月 | | | | |
| | | | | |
| | | | ふるさと貢献（地域清掃） | 生徒面談 |
| 8月 | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 9月 | | | | 生徒面談 |
| | | | カウンセリング研修 | |
| | | | | |
| 10月 | | ふるさと貢献（音楽祭） | 授業公開週間 | |
| | | | | |
| | | | | |
| 11月 | | | | |
| | | | | |
| | | いじめ未然防止プログラム | | |
| 12月 | | 就業体験事業 | | |
| | | | いじめに関するアンケート② | |
| | | 人権学習 | 生徒サポートチームで方針検討 | |
| 1月 | | | 方針に伴う指導を実施 | |
| | | ふるさと貢献（地域交流） | | |
| | | | | |
| 2月 | | | | |
| | | | | |
| | | | 生徒面談 | |
| 3月 | | | いじめに関するアンケート③ | |
| | | | 生徒サポートチームで方針検討 | |
| | 本年度の取り組み等の検証・評価 | ふるさと貢献（地域交流） | 方針に伴う指導を実施 | |

〔職員会議ほか〕

- 生徒サポートチームは、キャンパスカウンセラーを交え、定期的に開催し、情報を共有する。

〔未然防止に向けた取り組み〕

- 様々な活動を通して、人と関わる喜び、大切さ、自己肯定感を養う。
- 授業改善は、生徒指導上の諸問題の未然防止にもつながる。
- 情報モラル教育を進める
- 平素の生徒との関わり、教育相談などを通して、生徒をきめ細かく見守る。
- 教職員の資質向上のため、校内研修を実施する。

〔早期発見に向けた取り組み〕

- 生徒の些細な変化に気づけるよう、心がける。（別紙2チェックリストを参考にする等）
- 気づいた情報の共有。（メモなどの活用）
- アンケートの実施

*計画の具体的な実施に関しては、関係部署と協議の上、決定する。

*生徒理解・観察などは我々が従来行っていることではあるが、それらのことを意識的・積極的に行うよう心がける。

*ネット・トラブルに関わる指導は第1学年の比較的早い時期に行いたい。（携帯電話の所有率：中学生一約50% 高校生一約100%）

*ネットを利用したいじめは、匿名性のため罪悪感が低くなりがち。相手の気持ちが分かりにくく、エスカレートしやすく、広範囲に広がる可能性がある。

*生徒にネット利用の注意点を指導するとともに、誹謗中傷を書き込むことは「いじめ」にもつながり、警察に検挙される場合もあることを認識させ、情報モラルの指導を折に触れて行う。

別紙4 組織的対応

近年、情報技術の発展等、急激な社会変化の中で、SNS 内でのいじめの増加等、「いじめ問題」はますます複雑化、潜在化しており、生徒指導上大きな課題となっている。

国においては、平成 25 年 9 月に「いじめ防止対策推進法」が施行され、同年 10 月、「いじめの防止等のための基本的な方針」が策定された。これを受け、県教育委員会は、平成 26 年 3 月「兵庫県いじめ防止基本方針」を策定、各校においても、それぞれの「学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめ問題への対応に取り組んできた。

しかしながら、法が施行された後も、全国的に重大ないじめ事案が後を絶たず、教職員のいじめ情報の抱え込みや不適切な対応により、児童生徒に深刻な被害を与えたり、保護者等に対して大きな不信を与えたりする事案が発生している。こういったことを踏まえ、国は、平成 29 年 3 月、「いじめの防止等のための基本的な方針」を改定するとともに、新たに「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を策定した。県においても、同時期に「兵庫県いじめ防止基本方針」を改定し、新たないじめ防止の取組を推進しているところである。

【県教育委員会「いじめ対応マニュアル」より】

「学校いじめ防止基本方針」(第 13 条)に基づき、体系的・計画的にいじめの未然防止や早期発見(第 15 条・第 16 条)が求められている。

また、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、組織を設置すること(第 22 条)となっている。

教員は日頃から生徒の様子や言動、その変化などに細かく気を配り、未然防止や早期発見に努め、情報交換による情報の共有を図りながら、学校に置かれた組織を中心に対応しなければならない。

いじめが認知された場合は、いじめをやめさせ、いじめを受けた生徒および保護者への支援といじめを行った生徒への適切な指導を継続的に行うこと(第 23 条)が求められる。

重大事態に発展した場合は事実関係を調査し、その結果を生徒及び保護者に知らせ(第 28 条)、教育上必要と判断された場合は、いじめを行っている生徒に対して、懲戒を加えることになる(第 25 条)。本校でこのようなことが起きないことを願いつつ、未然防止と起きた場合の対応と対策について関係機関との連携を図ることとする。

1 基本理念【いじめ防止対策推進法 第 3 条第 1 項】

いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

【第 3 条第 2 項】

いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

【第3条第3項】

2 未然防止

(1) 学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成

- 生徒一人一人の内面理解に基づき、全ての児童生徒が参加、活躍できる授業づくり
- 生命尊重や規範意識を育む道德教育、人権尊重の精神の涵養を図る人権教育、人間関係を築く特別活動、他者、社会、自然と関わりを深める体験活動等

(2) いじめに対する正しい理解

生徒一人一人が当事者の立場に立って他者を自分と同じように尊重する心やいじめに対する正しい理解に基づき行動する態度を育成

(3) 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり集団の一員としての自覚や自信を育み、互いに認め合える人間関係づくり

(4) 生徒や学級の状況の把握児童生徒と同じ目線で考え、場を共有する中で、変化が見られる場合の早期のかかわり

(5) 校内研修の充実

いじめ対応マニュアル等を活用した校内研修や「いじめ未然防止プログラム」の活用等による教職員のいじめの認知や対応能力の向上

3 早期発見

(1) 教職員の対応能力の向上

人権感覚を磨き、生徒を守る姿勢やカウンセリングマインドの向上

(2) 日常的な実態把握

教職員による日常的な観察、各校の状況に応じて工夫したアンケート調査等による定期的な情報収集

(3) 相談しやすい環境づくり

いじめを受けている生徒や周囲の生徒が訴えやすい教職員の姿勢や体制づくり

4 早期対応

(1) いじめへの組織的対応

- 正確な実態把握、連携協力による指導
- 生徒に深くかかわり、人間的成長につながる指導

- (2) いじめを受けている児童生徒及び保護者への支援
生徒を守り、心配や不安を取り除くかわり
 - (3) いじめを行っている児童生徒への指導及び保護者への助言
生徒の成長につながる、いじめに対する毅然とした指導、カウンセラーとの連携、保護者との面談
 - (4) 周囲の児童生徒への指導
傍観者から仲裁者への転換を促す指導
 - (5) 教育委員会との連携
 - 迅速な報告、相談など連携強化
 - スクールカウンセラー・スーパーバイザー、学校支援チーム等学校問題解決サポートチーム等の支援要請
- 5 ネット・SNS を通じて行われるいじめへの対応
情報モラル教育の充実と教職員の指導力向上
- 生徒が自ら考え実行するいじめ防止の活動やスマートフォン・携帯電話等の使用等のルールづくり
 - 警察等の専門機関と連携した指導や対応
 - 保護者に対する、ネット、SNS 利用に伴う危険性、健全な判断能力育成を図る責務等の周知
- 6 家庭や地域との連携
- (1) 家庭や地域への啓発
 - 学校いじめ防止基本方針等について、保護者会や地域の会合等で意見交換、協議の場を設定
 - 家庭や地域の気づきと教職員の気づきが互いに共有できる日常的な相談の仕組みづくり
 - (2) 家庭や地域からの協力地域団体との地域ネットワークづくりや見守り活動
- 7 関係機関との連携
- 定期的に学校警察連絡協議会等を開催、犯罪行為は早期の相談・通報
 - 家庭の要因等の支援に向けこども家庭センター等と連携
 - 相談窓口の周知とともに、必要に応じて医療機関等と連携

8 本校の生徒サポートチームについて

(1) 生徒サポートチームメンバー

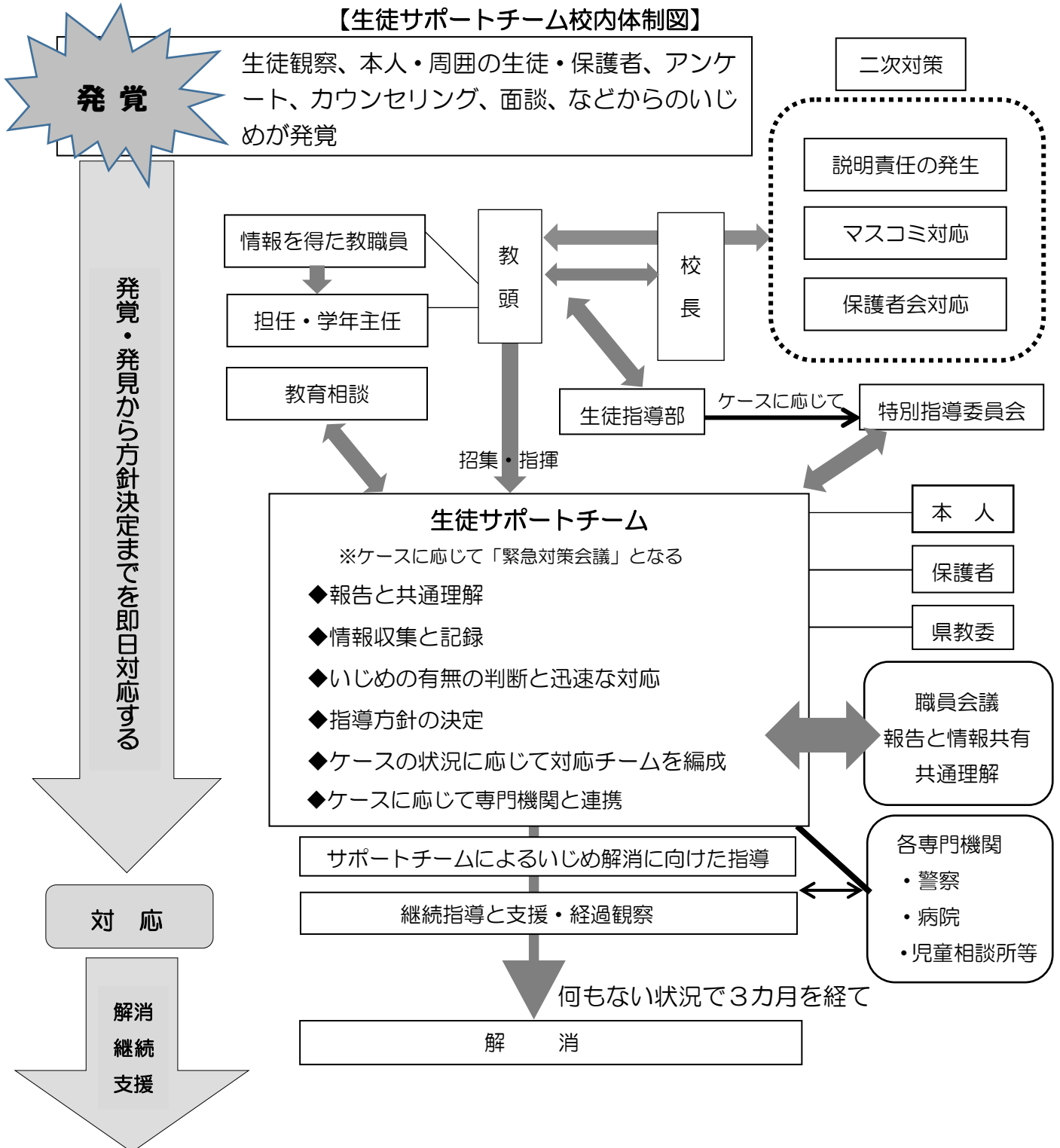
原則として毎月1回開催

校長、教頭、1, 2, 3年学年主任、生徒指導部長、特別支援コーディネーター、
図書・人権教育部長、学校保健部長、養護教諭

※ケースに応じて、キャンパスカウンセラー、各専門機関と連携

※重大なケース発生時は、生徒サポートチームに校務運営委員会メンバー、事務長が加わり、緊急対策会議をひらく。

【生徒サポートチーム校内体制図】



いじめ、不登校等に関する相談機関（相談窓口）

| 相談機関名 | 内 容 | 受付曜日・時間 | 場所・電話番号 |
|---------------------------------|--|---|--|
| 兵庫県いのちと心のサポートダイヤル | 深夜の相談 心の健康相談広く対応 | 月～金：18:00～翌 8:30 土・日・祝：24 時間 | 078-382-3566 |
| ひょうごっ子 悩み相談センター | いじめ、不登校、 友人関係、体罰、 子どものSOS全般 | 【電話相談】 毎日 9:00～21:00 (12/28-1/3 は休み) | ひょうごっ子くいじめ・体罰> 相談24時間ホットライン 0120-783-111 (通話料無料) 携帯電話から 0795-42-6004 (通話料有料) |
| | | 【夜間・電話相談】 毎日 21:00～9:00 (12/28-1/3 は休み) | 0795-42-6559 (通話料有料) |
| | | 【面接相談】要予約 月曜日～金曜日 9:00～17:00 | 加東市山国 2006-107 県立教育研修所 1 階 0120-783-111 (通話料無料) 携帯電話からは 0795-42-6004 (通話料有料) |
| 兵庫県 精神保健福祉センター | 悩み、精神的な病気、 引きこもり、薬物、 うつなど | 火～土 8:45～17:30 | 078-252-4980 (面接相談は要予約) |
| ひょうごっ子「ネットい じめ情報」相談窓口 | インターネットを通じた いじめ等の相談 | 月曜日～土曜日 14:00～19:00 | 06-4868-3395 |
| 西宮少年サポート センター (兵庫県警少年育成課) | 非行問題、交友問題、学校 問題等、少年の悩み・困り ごとを解決するため、専門 的な立場から相談 | 月曜日～金曜日 9:00～17:30 | 西宮市江上町 3-40 江上庁舎 2 階 0798-35-3875 ヤングトーク 県警本部少年相談室 0120-786-109 |
| ほっとらいん相談 (兵庫県青少年本部) | ひきこもり・不登校・ いじめ等 | 月・火・水・金・土曜日 10:00～12:00 13:00～16:00 | 078-977-7555 |